

森本あんり著『アメリカ的理念の身体——寛容と良心・政教分離・

信教の自由をめぐる歴史の実験の軌跡』

（創文社、二〇一二年、三五〇頁）

東 方 敬 信

二〇一三年四月一五日に起こったボストン・マラソンでの爆破テロ事件は、FBIなどの写真公開また警察との銃撃戦を經過して、一九日に容疑者である二人の兄弟の死亡と拘束

によって捜査に一応の区切りを迎えた。しかし、この爆破テロ事件の背景はまだ闇に包まれている。オバマ大統領も「まだ答えのない疑問が多い」と一九日夜談話を残した。この事件は、子どもも含めた無垢の市民を殺害した憎むべき暴力事件であるが、死亡と拘束にいたった最後の晩の様子を新聞は次のように記していた。「恐怖の一日を過ごした市民は緊張から解放され、街は歓喜に包まれた。若者らは未明まで市中心部に繰り出し『U、S、A』と連呼」（朝日、二二日朝刊）。

私には「U、S、A」と叫ぶ若者たちの連呼が、耳に聞こえ、目に見えるように思われる。正義は悪に打ち勝った、アメリカは困難に打ち勝ったという気分なのだろうか。自由と寛容の国、歴史の進歩の先端に位置するアメリカというのは本当

本書の意図と特徴

本書は、以上のような疑問に対して深く思索するひとつの道案内をしてくれる。本書は、アメリカが多くの移民たちから成立した多民族国家であり、寛容な文化と自由の理念が実現しているという「ステレオタイプ」の理解に挑戦する。ステレオタイプとは、ウォルター・リップマンがその代表的著書「世論」（一九二二年）で用いて以来、社会科学上の鍵概念となったが、彼は「多くの場合、われわれは最初に見てから定義づけるのではなく、最初に定義づけてから見る」ことを批判する。

本書の序章は、有名な『アメリカのデモクラシー』を記したアレクシス・トクヴィルには妹がいて、しかもその妹が兄の三年後にアメリカを訪れ、兄の見たアメリカ像を修正した

「覚書」があると言うエピソードを載せている。兄アレクシスは、「アメリカに着くやいなやその若々しい社会に満ち溢れる民主的な精神に心を奪われた」が、その後には妹アンジェリクが「ボストンで見出したのは、それとは全く異なるアメリカだった」というのである。その実態は、礼拝をすべての市民の義務と定め、牧師の給与を税金でまかない、礼拝出席を怠れば罰金が科せられる「まことに不自由で不寛容なアメリカ」(三頁、以下本書の引用頁)である。このエピソードは、とくに日本において「民主的で自由なアメリカという理想像」を描きがちなステレオタイプな理解に挑戦する。つまり、最初に定義づけがあつてから、歴史を解釈する悪弊に修正を迫ることになる。もちろん、このトクヴィルに妹がいたというエピソードは、一九九八年に出版された法学者ヌーナンの研究書にある創作だと森本氏は種明かしをする。しかし、森本氏は、「アメリカのもう一つの画像については、もう少し知られていてもよいように思われる」と言う。たとえば、同氏は、政教分離論の実践家として自由の具体化を政治制度に適用したロジャー・ウィリアムズも、ロードアイランド州の設立には極めて複雑な経緯をたどつたと分析する。つまり、最初に戻るが歴史的事象には念入りな検討が必要であり、学的探求が求められ、また反論も予想される複雑さがあるが、単純に定義してしまう便利な行動に警告を発するのが「ステレオタイプ」という鍵概念である。そのことを理解しつつ森本

氏は「アメリカ社会における宗教(主にキリスト教、評者)の多面的・深層的な発現形態」について、自己の文化的アイデンティティを深層から問い直すアメリカでは研究者が多いが、日本では少ないのでその手薄なアメリカ理解の格差を埋めると言う。ウォルター・リップマンによれば「ざわついた混沌(こんとん)のなかで、われわれは文化がすでに定義づけたものを選び出し、文化が類型化したままに、その選択されたものを知覚しがちである」という紋切り型の態度を、森本氏は修正したいと考えた。同氏によれば、このことがひいては戦後日本の社会をも逆照射することになるのである。本書では、アレクシス・トクヴィルのアメリカ理解を「標準理論」として尊重しつつ、人権概念の形成をそこに見るが、しかし「寛容と良心」「政教分離」「信教の自由」などの歴史研究においては丁寧に見直す最近のアメリカ研究の「修正理論」を視野においている。この標準理論と修正理論の両者を自家薬籠中のものとして展開するのが、本書の意図であり特徴であろう。字数も限られているので、以下に評者が刺激を与えられた研究の評価も混じえて論じよう。

第一部 寛容論と良心論——歴史的文脈と今日的射程

ところで、自由と放縦は異なると言われてきた。辞書によると自由とは「責任をもって何かをすることに障害がないこと」(広辞苑)となるが、放縦は「気ままなこと」(同)と定

いう近代的リベラリズムの危険性である。森本氏によるならここにこそ「神信仰の現代的なアクチャリテイ」がなければならぬ。なぜなら、「他者と向き合い、自己の外にあるなものへの呼びかけに応えること」(八二頁)が神信仰にあるからである。

第二部 政教分離論——発展期の錯綜と現代の憲法理解

森本氏によると、ニューイングランドの英国からの分離と独立は、英国からの独立闘争を行なったピューリタンたちの反体制運動が今度は体制派になるという「基本構造の逆転」(八四頁)を起こす、という重要な指摘になる。それは、プリマス植民地のスワンシーにあるバプテスト派の教会の歴史の分析に表れる。植民地ごとに公定教会をもつというニューイングランドの原則により、スワンシーの教会は、新しい土地に新しいタウンを設立すると同時に初期のバプテスト教会として設立された。一七世紀の新しいタウンであるスワンシーは、タウンの成員となり土地を授与する条件として、人々に①三位一体論、②第一週日(日曜)の礼拝厳守、③官憲や牧師などの聖俗両秩序の尊重を相互契約の三条件とした。この三条件は、英国から分離してアメリカで設立された新しいバプテスト派のスワンシー教会が、今度は少数派のアングリカ

義される。また寛容とは、寛大でひとを受け入れる精神のことであるが、広辞苑では二番目に「他人の罪過をきびしく責めないとするキリスト教の重要な徳目」とある。まさに「中世的な寛容論」が日本の辞典にも明瞭に紹介されている。いずれにしても自由も寛容も最近の風潮である「無関心」とは決定的に異なるのである。

森本氏は、ピューリタンたちの「教会契約と市民契約」という歴史的事象に注目し、自由で寛容な社会にもその背後に支えとなる契約という共同体的秩序があつたと指摘する。それは植民地に対する母国からの特許状(五三頁)に示された契約であつたり、アメリカの地における教派ごとの教会規則であつたりする。さらにニューイングランドのピューリタンの植民地時代の政教分離の立場を示す一六四八年の「マサチューセツツ法典」にも、聖俗両権の協力(一五三頁)が記され、政府が聖日遵守や説教の尊重を確保していた。また、教会堂は、「ミーティングハウス」として様々なタウンの公用のために場所を提供していた。このような歴史的事象を考えると、自由と寛容にも共同体的秩序の支えが潜んでいた。ところが、自由と寛容を支えるのが個人の内面にある「良心」ということになると、次第にその支柱が不透明になってくる。それが「誤れる良心」や「偽られる良心」の課題であり、個人主義や「社会に対する無関心」となる危険性である。そこで待っているのは「負荷なき自我」(M・サンデル)と

寛容といつても、無宗教になるあるいは共同体の秩序に無関心になるといふ寛容ではなく、一定程度の共通項を前提にした寛容を示すことになるのである。

このようなビューリタンたちの反体制運動が今度は体制派になるという「基本構造の逆転」の歴史が寛容や政教分離の背後にあることはどのような意味をもつのだろうか。それは、連邦憲法修正第一条に記された「国教樹立禁止」をどう理解するかに関係する。またそれは具体的には政教分離や寛容について民主主義の基礎をもたらしたとされるロジャー・ウィリアムズの紆余曲折にも現れる。この連邦憲法修正第一条は「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、また言論および出版の自由を制限し、また人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に關し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定することはできない」というが、森本氏によれば、この文章の前半の「国教樹立禁止」を重く見る立場は「厳格分離主義」となり、後半の「信教上の自由な行為」を重く見る立場は、社会全体に多様な宗教的性格を發展させて公共善や福祉に資することを認める「不偏許容主義」になる(一〇五頁)。こう考えると単に政教分離を主張するだけの立場は厳格分離主義になるが、個人の利害のみを中心にする無関心層を産み出す結果になる。

ここで私が注目したいのは現代の政治学者シエルドン・ウ

オーリンの分析である。彼は、『西歐政治思想史』で社会秩序の思想史を展開し、アウグスティヌスの言葉を引用して、教会は「社会よりよいものであり、……それは友愛にもとづく仲間である」と言つたと指摘する。なぜなら、教会を支える理念が法的根拠より、キリストの身体という「神秘的な体(corpus mysticum)」という濃い象徴を根拠とするからである。

つまり、キリストの現存を表現する聖餐式に於ける友愛の仲間たちが「巨大な情動的な力」を認めるからである。ウォーリンは「キリスト教共同体は、結社というよりはむしろ精神の融合であり、靈的な存在である」とする。この「巨大な情動的な力」を認めさせるキリストの身体という神秘体に政治的構造を位置づけたのがトマス・アクィナスである。それは、キリストを代表する聖餐式の司式者たる司祭の敘階という秩序を土台とした権力構造であり、まさに「宗教的要因と政治的要因との混合」をもたらししたのである。この代表の理論と秩序の重要視がいずれも世俗化されて法的な近代的代表と秩序の薄い理論になる。そのような意味で、近代ヨーロッパに政治理論の源を提供したのがアウグスティヌス、トマス・アクィナスの政治社会理論ということになる。それを物語る重要な言葉を「恩寵は政治の学を滅ぼすことなく、むしろそれを完成する」と表現する。

本書は、結章部分でさらに重要な言葉を我々に示してくれ。それは、権力ではなく権威の問題である。森本氏は「と云うことになる。これが市民社会におけるプロテスタント大学の特徴になる。ではこのようなアメリカ市民社会のプロテスタント信仰はどのような特徴になるのであるか。それが一八世紀のジョン・エドワーズの『信仰復興運動』の探求である。ここでもエドワーズの研究史を踏まえながら森本氏は、エドワーズだけでなく、ホイットフィールドなども論じ、アメリカのキリスト教の特色である市民社会での大衆伝道を取り上げ、ピリー・サンデーの反知性主義が知的エリートと権力との結び付きに対する反感にもなると分析する。

第三部 信教の自由論

——プロテスタント的な自由競争原理の帰結

ここでは森本氏は、まずハーヴァード大学のリベラルアーツの伝統を詳細に論じ、アメリカの神学のヨーロッパの神学との差違とその特徴を明瞭に述べる。ちなみにハーヴァード大学の設立の目的は、「神がわれわれを安全にこのイングリランドへ連れ来たり、われわれが家を建て、生活の必要を満たし、礼拝の場を確保し、市民政府を確立した後、次にわれわれが求め願ったことの一つは、学問を進歩させ、後裔にこれを伝えることであった。それは、現在の牧師たちが死んで土に還つた後、教会が無学な牧師たちに任せられることにないようにするためである」(一七四頁)である。これは、開設当時の理念がよくわかる文章である。森本氏によるなら「神学校が同時に一般大学であり、また大学が同時に神学校であった」

と云うことになる。これが市民社会におけるプロテスタント大学の特徴になる。ではこのようなアメリカ市民社会のプロテスタント信仰はどのような特徴になるのであるか。それが一八世紀のジョン・エドワーズの『信仰復興運動』の探求である。ここでもエドワーズの研究史を踏まえながら森本氏は、エドワーズだけでなく、ホイットフィールドなども論じ、アメリカのキリスト教の特色である市民社会での大衆伝道を取り上げ、ピリー・サンデーの反知性主義が知的エリートと権力との結び付きに対する反感にもなると分析する。

神学者J・M・ガスタフソンは、「キリスト教倫理は可能か」(一九七五年)においてジョン・エドワーズについて「感情、情緒、情動、感覚」などの用語・用法の分析のために「ジョン・エドワーズの『宗教的情動』に、ある洞察を求めるところをゆるぎなく」といふ。その情動は、ひとを無関心の状態から行動に動かし働きかける「人間の根本的傾向」である。この情動の源として究極的リアリティの経験が「意志」だけでなく「理性」にも働きかける。この「人間の根本的傾向」から、ガスタフソンは依存の感覚や感謝の感覚や悔い改めの感覚にならんで、「義務の感覚」を生み出すと指摘する。それは人格的共同体と複雑な制度において「共通善のためになすべき責任と義務の自覚をもたらす」。さらに

「神を秩序づけるもの、保持するものと経験することは、義務の感覺つまり道徳的であるための理性と心の根拠をもつこととなる」と言う。ここに、市民社会において公共空間に責任をもとうとする社会的責任が誕生することになる。森本氏によると、「このキリスト教は、司祭や教会によつて媒介される形式的宗教ではなく、個人々が回心によつて直接に新生を経験する『実験的宗教』であり、生活全体をキリスト教的な覚醒のもとで生きようとする実践的な敬虔に貫かれたキリスト教である」(二二〇頁)となる。本書は、このようにして哲学と政治学を架橋することになり、「寛容・良心・平等・自由などの鍵の概念をめぐる倫理的な哲学探求である」と同時に、……政治学的な歴史探求でもある」(二六九頁)ことを見事に成し遂げているのである。

最後に森本氏は、世界最古の成文憲法としてのアメリカ憲法は、成立後の二百年間に一六〇以上の国の憲法に直接・間接に影響を与え、日本国憲法もその中の一つであるとす。

そして、具体的に日本国憲法第九七条にある「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」という言葉を引用し、基本的人権が「過去幾多の試練に堪え」てきたことを指摘しているのは重要である。さらに同氏が「そこで保障され信託されたのは現実がいかに脆弱であるかを見る時、建設の課題はなお途上にあると言わなければならない」(二六七頁)とすることに、昨今の日本の精神的状況を見る者は、共感を禁じえないのである。

注

(1) シェルドン・S・ウォーリン「西欧政治思想史Ⅱ」尾形他訳、福村出版、一九八三年、九一頁。

(2) 前掲書、一〇二頁。

(3) J・M・ガスタフソン「キリスト教倫理は可能か」東方訳、ヨルダン社、一〇八七年、六三頁。

(4) 前掲書、一三八―一四一頁。